

生活保護法等指定医療機関に係る留意事項 (令和6年1月改定)



愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課

目 次

第1 生活保護制度の概要	1
1 生活保護制度の目的	
2 保護の種類	
3 保護の実施機関	
第2 医療機関等の指定等	1
1 指定医療機関制度	
2 指定の更新について	
3 指定を受けるための手続	
4 告示及び指定通知	
5 指定医療機関の届出事項	
別表 申請・届出事項	2
申請書の記入例	
指定申請書（医療機関）	3
誓約書（医療機関）	4
指定申請書（助産機関・施術機関）	5
誓約書（助産機関・施術機関）	6
変更届書	7
休止・廃止届書	8
再開届書	9
処分届書	10
指定辞退届書	11
第3 指定医療機関等へのお願い	12
1 要否意見書	
2 病状調査	
3 県による指定医療機関個別懇談指導	
～ 資 料 ～	
1 生活保護法（抜粋）	13
2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（抜粋）	18
3 生活保護法第5条第2項の規定による診療方針及び診療報酬	19
4 指定医療機関医療担当規程	21
5 生活保護法による医療扶助運営要領について（抜粋）	24

第1 生活保護制度の概要

1 生活保護制度の目的

生活保護法は、憲法第 25 条に規定する理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものです。（生活保護法第 1 条）

2 保護の種類

保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の 8 種類です。このうち、医療扶助と介護扶助は現物給付を原則としています。

3 保護の実施機関

保護の決定及び実施に関する事務は、各市は市が設置する福祉事務所、郡部は県が設置する福祉事務所で行っています。

第2 医療機関等の指定等

1 指定医療機関制度

生活保護法による医療扶助は福祉事務所長が要保護者の診療を指定された医療機関等（以下、「指定医療機関」といいます。）に委託して給付する方式を取っています。

指定医療機関には、病院、診療所、薬局、訪問看護事業者、助産師、施術師（あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、はり・きゅう師）があります。

医療機関等の指定は、愛媛県知事（ただし、所在地が松山市の医療機関等については、松山市長）が行います。

2 指定の更新について（病院、診療所、薬局、訪問看護事業者のみ）

病院、診療所、薬局及び訪問看護事業者については、指定が更新制となります。更新期間は指定日から 6 年です。（注） 助産師及び施術者については、更新の手続きは不要です。

3 指定を受けるための手続（更新を希望する場合も含む）

（1） 保険医療機関等（病院、診療所、薬局）として新たに指定を受けようとする申請と同時に、生活保護法の指定医療機関として新たに指定を受けようとする場合は、生活保護法における指定医療機関の指定の届出を保険医療機関等に係る届出と併せて地方厚生（支）局長に提出し、地方厚生（支）局を経由して愛媛県知事に届け出ることができます。届出の方法、申請書等については、四国厚生局のホームページを参照してください。

（2） 上記以外の場合は、別添記載例を参考に指定申請書に必要事項を記載のうえ、当該医療機関等の所在地を所管する福祉事務所に提出してください。

なお、当該指定申請書は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく支援給付の指定申請書を兼ねています。

4 告示及び指定通知

知事が医療機関等を指定したときは、県報に告示するとともに、指定通知書を送付します。

※ 平成 26 年 7 月 1 日以降、医療機関について指定期間の更新が行われた場合には、告示を行いません。

5 指定医療機関の届出事項

指定を受けた後、次の別表の事由が生じた場合には、速やかに届出を行ってください。

届出は、別添の届出書（様式は県のホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記載のうえ、当該医療機関の所在地を所管する福祉事務所に提出してください。

別表 申請・届出事項

申請又は届け出を要する事項	指 定 (更新) 申 請	廃止届	変更届	休止届	その他
新たに生活保護法による指定を受ける場合	○				
指定期間の更新を行う場合 ※ 助産師、施術者については更新手続の必要はありません。	○				
開設者を変更した場合 〔A氏→B氏、 親→子 法人→個人、個人→法人 等 ※医療機関コードが変わらない場合は 「変更届」にて届出をお願いします。〕	○	○			
指定医療機関が、病院→診療所、又は 診療所→病院に変更した場合	○	○			
指定医療機関の移転による所在地の変更 (訪問看護ステーションの移転は変更届)	○	○			
指定申請の際に届け出た事項に変更があった 場合 ※上記二項目の変更(開設者の変更、移転による 所在地の変更)を除く。 (開設者が法人の場合で、法人代表者の交代の場合は、届 出の必要はありません。)			○		
開設者が死亡又は失踪宣告を受けた場合		○			
業務を廃止した場合		○			
業務を一時的に休止した場合 〔建物の一部改築 勤務医師等の不足 その他〕				○	
休止した業務を再開した場合					再開届
指定を辞退する場合 (30日以上の予告期間を設けること)					辞退届
指定医療が医療法、健康保険法等による処分を 受けた場合					処分届

(注)「指定」、「廃止」、「変更」等の区分に疑義がある場合は、県の保健福祉課まで問い合わせてください。

(病院、診療所、薬局、歯科、訪問看護事業所の場合)

年月日の表記は元号表記でも西暦表記いずれでも結構です。

※ [指 定]
生活保護法指定医療機関
[指 定 更 新]

申請書

指定（第 49 条の 2）か指定更新（第 49 条の 3）を選択し、選択しなかった方を二重線で抹消してください。

※ [第 49 条の 2]
生活保護法
[~~第 49 条の 3~~]

の規定に基づき、次のとおり申請します。

記載事項については健康保険法の指定申請をした際の記載事項とあわせてください。

名 称	みきゃんクリニック		医療機関 コード	
所 在 地	〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 TEL (089) 941-2111			
開 設 者	氏名又は名称	医療法人愛媛会		
	◎ 生年月日	◎は、訪問看護事業者のみ記入をしてください。		
	◎住所又は所在地	松山市一番町四丁目 4 - 2		
管 理 者	氏 名	愛媛 健一		
	◎ 生年月日	昭和 30 年 10 月 1 日		
	◎ 住 所	松山市二番町四丁目 7 - 2		
診療科名 (業務の種類)	内科・小児科		健康保険法による指定が申請中の場合、医療機関コードや指定期間はわかる範囲で結構です。	
健康保険法による指定	有・申請中	年 月 日から 年 月 日まで		
生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約	<input type="checkbox"/> （誓約する場合、✓を記載）			
生活保護法第 49 条の 3 第 4 項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有・無	法第 49 条の 3 第 4 項において規定する診療所又は薬局は、以下のとおりです。 ・開設者のみが診療若しくは調剤に従事しているもの ・開設者と、その者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹のみが診療若しくは調剤に従事しているもの		
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日（更新申請時のみ）				

令和元年 8 月 1 日

愛媛県知事

様

開設者が法人の場合は、法人の主たる所在地、法人名、代表者職氏名を記載してください。開設者が個人の場合は、開設者本人の住所、氏名を記載してください。

申請者

住所 松山市一番町四丁目 4 番地 2
医療法人 愛媛会
氏名 理事長 愛媛 健一

(助産師、施術者の場合) ※ 助産機関
生活保護法指定 施術機関 指定申請書

助産師の方は「施術機関」を、施術者の方は「助産機関」を二重線で抹消してください。

生活保護法第55条において準用する同法第49条の2の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

氏名	愛媛 健一		
生年月日	平成2年4月6日		
住所	松山市二番町四丁目7-2		
開設している(又は主に勤務している) 助産所又は 施術所	名称	みきゃん整骨院	
	所在地	松山市一番町四丁目4-2	
業務の種類	柔道整復		
加入団体名	愛媛県接骨師会	会員番号等	0123456
生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約		<input type="checkbox"/> (誓約する場合、✓を記載)	

助産師若しくは施術者ご本人様の氏名、生年月日、住所をご記入ください。

助産所若しくは施術所を開設している(又は主に勤務している)名称と所在地を記載してください。

令和元年 8月 1日
愛媛県知事 中村時広 様

県と協定を結んでいる団体に加入している場合は、その団体名および会員番号を記載してください。どの団体が協定を締結しているかについては県のホームページをご覧ください。県保健福祉課又は最寄りの福祉事務所にお問い合わせください。

助産師若しくは施術者ご本人様の住所、氏名を記入してください。

申請者

住所 松山市二番町四丁目7-2

氏名 愛媛 健一

※ 免許証の写しを添付してください。

注意事項

1. この書類は、所在地若しくは住所地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. 指定された場合には、愛媛県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
3. 「生活保護法」において指定された場合には、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」においても指定されたものとみなします。

記載要領

1. ※印のところは、不要のものを で消してください。
2. 申請書中の「氏名」、「生年月日」、「住所」の各欄については、指定を受けようとする助産師又は施術者のものを記入してください。
3. 「開設している(又は主に勤務している)助産所又は施術所」欄には、当該指定申請を行う助産師又は施術者本人が開設している(又は主に勤務している)助産所又は施術所の名称、所在地を記入してください。
4. 「業務の種類」欄には、助産師又は施術者にあつては、「助産」、「あん摩」、「柔道整復」、「はり・きゅう」等と記載してください。
5. 「加入団体」欄には、愛媛県知事と協定を締結している団体に加入している場合に当該団体名および会員番号等を記載してください。加入していない場合は記載不要です。

※ 協定を締結している団体については愛媛県のホームページをご覧ください。愛媛県保健福祉課又は各福祉事務所にお問い合わせください。

(記入例) (変更届)

※ 生活保護法指定

医療機関	※ [名称]
介護機関	
助産機関	
施術機関	

所在地
その他

変更届書

該当する機関及び届出内容を選択し、不要な項目は二重線で抹消してください。

次のとおり変更しましたので届け出ます。

指 定 等	指 定 番 号	1234		指定を受けた際に通知する指定番号、医療機関は病院等の名称、助産師及び施術者は個人の氏名及び住所を記入してください。	
	名 称 (氏名)	みきゃんクリニック			
	所 在 地 (住所)	松山市一番町4丁目4-2			
変 更 内 容	変 更 事 項	名称	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・変更事項には変更する項目(名称、管理者など)を記載し、下の新旧にその内容を記載してください。 ・変更事項が複数ある場合は適宜届出書をそれがわかるように加工していただくか、「別紙のとおり」と記載して別紙を添付していただくか、変更事項ごとに届出てください。 	
		旧	みきゃんクリニック		愛媛 健一
		新	みきゃん病院		愛媛 健二
変 更 年 月 日		令和元年 5 月 3 1 日			
委 託 患 者 の 措 置 状 況	変更なし。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 委託患者の措置状況については、変更がないときも含め、必ず記入するようにしてください。 </div>				

令和元年 6 月 1 日
愛媛県知事 中村時広 様

変更の届出は、変更のあった日から10日以内に届け出るようにしてください。(法第50条の2)

開設者が法人の場合は、法人の主たる所在地、法人名、代表者職氏名を記載してください。開設者が個人の場合は、開設者本人の住所、氏名を記載してください。

届出者

〒790-8570
住所 松山市一番町四丁目4-2
医療法人愛媛会
氏名 理事長 愛媛 健一

(記入例) (休止・廃止届)

※
生活保護法指定

医療機関
介護機関
助産機関
施術機関

※

体止
廃止

届書

該当する機関及び届出内容(休止/廃止)を選択し、不要な項目は二重線で抹消してください。

※
次のとおり ~~体止~~・廃止しましたので届け出ます。

指 医 療 機 関 定 等	指 定 番 号	1234	指定を受けた際に通知する指定番号、医療機関は病院等の名称、助産師及び施術者は個人の氏名及び住所を記入してください。
	名 称 (氏名)	みきゃんクリニック	
	所在地 (住所)	松山市一番町四丁目 4 - 2	
※ 体止 ・廃止年月日		令和元年 9月 30日	
※ 休 止 の 理 由	医療法人に移行のため。		
委 託 措 置 者 状 等 況	特になし		委託患者の措置状況については、変更がないときも含め、必ず記入するようにしてください。
再 開 の 見 通 し (休 止 の 場 合)			

令和元年 10月 1日
愛媛県知事 中村時広 様

休止若しくは廃止の届出は、該当することのあった日から10日以内に届け出るようにしてください。(法第50条の2)

開設者が法人の場合は、法人の主たる所在地、法人名、代表者職氏名を記載してください。開設者が個人の場合は、開設者本人の住所、氏名を記載してください。

届出者

〒790-8570
住所 松山市一番町四丁目 4 - 2
医療法人愛媛会
氏名 理事長 愛媛 健一

(記載例) (休止届を提出していた各機関が業務を再開する場合)

※

生活保護法指定

医療機関
介護機関
助産機関
施術機関

再開届書

該当する機関を選択し、不要な項目は二重線で抹消してください。

次のとおり再開しましたので届け出ます。

指 定 等	指 定 番 号	1234	指定を受けた際に通知する指定番号、医療機関は病院等の名称、助産師及び施術者は個人の氏名及び住所を記入してください。
	名 称 (氏名)	みきゃんクリニック	
	所在地 (住所)	松山市一番町四丁目 4 - 2	
休 止 年 月 日	令和元年 9 月 30 日		
再 開 年 月 日	令和2年 1 月 1 日		
再 開 の 理 由	医師の病状が回復したため。 再開の理由は、休止した理由と対応した理由を、必ず記載してください。		

令和2年 1 月 8 日
愛媛県知事 中村時広 様

再開の届出は、業務再開した日から10日以内に届け出るようにしてください。(法第50条の2)

開設者が法人の場合は、法人の主たる所在地、法人名、代表者職氏名を記載してください。開設者が個人の場合は、開設者本人の住所、氏名を記載してください。

届出者

〒790-8570
住所 松山市一番町四丁目 4 - 2
医療法人愛媛会
氏名 理事長 愛媛 健一

(記載例) (処分届)

生活保護法指定

※

医療機関
介護機関
助産機関
施術機関

処分届書

該当する機関を選択し、不要な項目は二重線で抹消してください。

次のとおり届け出ます。

指 医 療 機 関 等 指 定	指 定 番 号	1234	指定を受けた際に通知する指定番号、医療機関は病院等の名称、助産師及び施術者は個人の氏名及び住所を記入してください。
	名 称 (氏名)	みきゃんクリニック	
	所 在 地 (住所)	松山市一番町四丁目 4 - 2	
処分の種類及びその年月日		医師法第7条第2項に基づく戒告処分 令和元年10月 1日	提出する必要がある処分内容は以下のとおりです。 (生活保護法施行規則第14条第3項) ※()内の数字は第何条第何項かを示しています。 (例：第1条2項→1-2) ・医療法 (24、28、29) ・あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (9-1、11-2) ・健康保険法 (95) ・柔道整復師法 (8-1、22) ・医師法 (7-1、7-2) ・歯科医師法 (7-1、7-2) ・保健師助産師看護師法 (14-1) ・介護保険法 (77-1、78の10-1、84-1、92-1、101、102、103-3、104-1、114-1、114の6-1、115の9-1、115の19-1、115の29-1、115の35-6) ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (72-4、75-1、75の2-1)

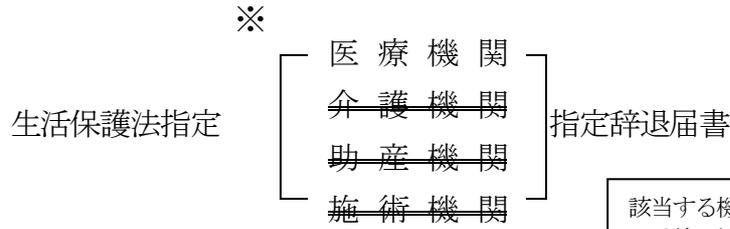
処分届書は、該当する処分を受けた日から10日以内に届け出るようにしてください。(生活保護法施行規則第14条第3項)

令和元年10月 5日
愛媛県知事 中村時広 様

開設者が法人の場合は、法人の主たる所在地、法人名、代表者職氏名を記載してください。開設者が個人の場合は、開設者本人の住所、氏名を記載してください。

〒790-8570
住所 松山市一番町4丁目4-2
医療法人愛媛会
氏名 理事長 愛媛 健一
申請者

(記載例) (辞退届)



次のとおり生活保護法による指定を辞退します。

指 定 等	指 定 番 号	1234	指定を受けた際に通知する指定番号、医療機関は病院等の名称、助産師及び施術者は個人の氏名及び住所を記入してください。
	名 称 (氏名)	みきゃんクリニック	
	所 在 地 (住所)	松山市一番町四丁目4-2	
辞 退 年 月 日		令和元年 10 月 31 日	
委 託 患 者 状 等 況	他院に紹介済み。 委託患者の措置状況については、変更がないときも含めて、必ず記入するようにしてください。		

辞退は30日以上の予告期間を設けて行うことができます (法第51条)。

令和元年10月 1日

愛媛県知事 中村時広 様

〒790-8570

住所 松山市一番町4丁目4-2

医療法人愛媛会

氏名 理事長 愛媛 健一

開設者が法人の場合は、法人の主たる所在地、法人名、代表者職氏名を記載してください。開設者が個人の場合は、開設者本人の住所、氏名を記載してください。

申請者

第3 指定医療機関へのお願い

1 要否意見書

福祉事務所においては、医療扶助による各給付の決定を行うに当たって、医療の必要性、内容及び程度について専門的な判断が必要になるため、指定医療機関の意見を基に行うこととされています。

指定医療機関の意見は、福祉事務所が発行する次の要否意見書に記入していただきますので、指定医療機関におかれましては、受理後、速やかに作成のうえ、該当の福祉事務所へ御返送いただきますようお願いいたします。

該当の福祉事務所では、提出いただいた要否意見書を基に医療扶助を決定し、医療券等を発行しますので、指定医療機関において要否意見書の返送が遅れると医療券等の発行も遅くなります。

なお、各要否意見書は、無償で交付いただくこととなっていますので、御協力をお願いします。

○要否意見書の種類

- (1) 医療要否意見書
- (2) 結核入院要否意見書
- (3) 精神疾患入院要否意見書
- (4) 給付要否意見書
- (5) 訪問看護要否意見書

2 病状調査

福祉事務所では、指定医療機関を訪問し、主治医から委託患者の病状をお聞かせいただく「病状調査」を行っています。

これは、生活保護受給者の実態を的確に把握して、適切な指導を行うために必要なものですので、御協力をお願いします。

また、福祉事務所では、近年増大する医療扶助費の適正化のため、長期入院及び長期外来患者の実態把握、頻回受診者に対する適切な受診指導、180日を超えて入院している患者に対する特別基準設定等のため、指定医療機関を訪問のうえ状況等についてお伺いさせていただく場合がありますので、御協力いただきますようお願いいたします。

3 県による指定医療機関個別懇談指導

県では、毎年度10箇所程度の指定医療機関を訪問し、診療録その他の帳簿書類を閲覧させていただきながら、被保護者の診療状況や生活保護法による医療扶助に関する事務取扱等について、懇談指導させていただいております。

実施に当たっては、事前に日時、指定医療機関の御都合をお伺いしたうえで訪問させていただきますので、御協力をお願いします。

生活保護法（抜粋）

（医療扶助）

第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

（医療扶助の方法）

第34条 医療扶助は、現物給付によって行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第49条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。
- 3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有するものと認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認めたものについては、原則として後発医薬品によりその給付を行うものとする。
- 4 第2項に規定する医療の給付のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第55条の規定により準用される第55条第1項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。
- 5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第2項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。
- 6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

（医療機関の指定）

第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第 49 条の 2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第 51 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第 54 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令に定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該指定の日をいう。）までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

七 第 5 号に規定する期間内に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正または著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第 2 号から前号前のいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又はその薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

- 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。
- 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。
- 4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第3項において同じ。）」と、第2項第1号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定の更新)

- 第49条の3 第49条の規定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
 - 4 前条及び健康保険法第68条第2項の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

- 第50条 第49条の規定による指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。
- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

- 第50条の2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

- 第51条 指定医療機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止することができる。
 - 一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

- 三 指定医療機関が、第 50 条又は次条の規定に違反したとき。
- 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
- 五 指定医療機関が、第 54 条第 1 項の規定により報告もしくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第 54 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同行の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くした時を除く。
- 七 指定医療機関が、不正の手段により第 49 条の指定を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止しようとするとき前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正または著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第 52 条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第 53 条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によって請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第 1 項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第 54 条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定

医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(助産機関及び施術機関の指定等)

第55条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 第49条の2第1項、第2項（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く）及び第3項の規定は、前項の指定について、第50条、第50条の2、第51条（第2項第4号、第6号ただし書き及び第10号を除く。）及び第54条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第4号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「医療機関（以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第50条の2中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第1号から第3号まで及び第5号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第6号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第7号から第9号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第54条第1項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律（抜粋）

（支援給付の実施）

第14条 この法律による支援給付（以下「支援給付」という。）は、特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯の収入の額（その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。）がその者（当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定残留中国法人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。）について生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活支援給付
- 二 住宅支援給付
- 三 医療支援給付
- 四 介護支援給付
- 五 その他政令で定める給付

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱いにおいて、歯科材料として金を使用することは、行わない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成 18 年厚生労働省告示第 495 号）第 2 条第 7 号に規定する療養（次項において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第 4 項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 42 条第 1 項第 1 号に掲げる場合の例による。
- 4 第 3 項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の基本原理及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）若しくは船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第 79 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め）の例による。

- 6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第 45 条第 3 項（同法第 52 条第 6 項、第 52 条の 2 第 3 項及び第 53 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村（特別区を含む。）の区域に居住地（生活保護法第 19 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項に該当する場合にあつては現在地とし、同条第 3 項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は現在地とする。）を有する被保護者について当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬は、当該定め例による。
- 7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第 76 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 86 条第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣の定め（前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め）若しくは同法第 88 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第 71 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は定額である場合に限る。
- 8 第 6 項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第 6 項の規定は、これを適用しない。

指定医療機関医療担当規程

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条第 1 項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

（指定医療機関の義務）

第 1 条 指定医療機関は、生活保護法（以下、「法」という。）に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

第 2 条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を適当な事由なく拒んではならない。

第 3 条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第 4 条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

第 5 条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めるときは、速やかに、患者が所定の手続きをすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

（後発医薬品）

第 6 条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第 34 条第 3 項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品による投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 9 条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければ

ばならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に要する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

※具体的な取扱いについては、「医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」平成30年3月5日保発0305第2号厚生労働省保険局長通知(以下「保険局長通知」という。)の3から12の内容を参照。

ただし、(1)領収証の発行は生活保護の被保護者に対しては義務とされていないこと、(2)他の公費負担医療制度により保険局長通知別紙様式7、別紙様式8及び別紙様式9を参考として院内掲示等をしている場合は、改めて掲示し直す必要はないこと、(3)「正当な理由」があることにより、患者から明細書の発行を求められなければ明細書を交付しなくてもよいこととされている診療所は、保険局長通知に基づき地方厚生(支)局長に既に届出を行っているので、改めて届出を行う必要はないことに留意。

(診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に対する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に關し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。

二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によって」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によって」と、「診

療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合及び、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は指定助産師又は指定施術者が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

生活保護法による医療扶助運営要領について（抜粋）

第3 医療扶助実施方式

5 調剤の給付

(1) (略)

(2) 後発医薬品の給付

ア 指定医療機関及び指定薬局における取組

医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めるときは、次のとおりの取扱いにより、後発医薬品を調剤するよう、指定医療機関及び指定薬局に対して周知徹底を図ること（後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合を除く。）。また、被保護者に対しても、本取扱いについて周知徹底を図ること。

(ア) 処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合には、指定医療機関又は指定薬局は、後発医薬品を調剤すること。このため、先発医薬品の調剤が必要である場合は、処方医が必ず当該先発医薬品の銘柄名処方をする必要があること。

(イ) ただし、後発医薬品の在庫がない場合は、先発医薬品を調剤することが可能であること。

(ウ) 後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬ができない等の事情が認められるときは、薬剤師が処方医に疑義照会を行い、当該処方医において医学的知見に基づき先発医薬品が必要と判断すれば、先発医薬品を調剤することができるものであること。

ただし、処方医に連絡が取れず、やむを得ない場合には、指定薬局から福祉事務所に確認の上、先発医薬品を調剤することができるが、速やかに（遅くとも次回受診時まで）に薬剤師から処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認すべきものであること。

イ 福祉事務所における取組

上記アの（ア）の場合又は（ウ）の処方医への確認後、再度医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認められた場合において、指定医療機関又は指定薬局における説明を受けても、なお先発医薬品の使用を希望する患者に対しては、福祉事務所において制度について説明し、理解を求めること。

別紙第3号

治療指針・使用基準関係

指定医療機関（医療保護施設を含む。以下同じ。）が医療を担当する場合における診療方針は国民健康保険法第40条第1項の規定により準用される保険医療機関及び保険医療養担当規則第2章保険医の診療方針並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規定第8条調剤の一般方針又は老人保健法第30条第1項の規定に基づく老人保健法の規定による医療の取り扱い及び担当に関する基準第2章保険医による医療の担当及び第30条調剤の一般方針によるが、特に次のものに留意すること。

性病の治療

昭和38年6月7日保発第11号 厚生省保険局長、公衆衛生局長連名通知による「性病の治療方針」

結核の治療

昭和 38 年 6 月 7 日保発第 12 号 厚生省保険局長通知による「結核の治療方針」

昭和 61 年 3 月 7 日厚生省告示第 28 号による「結核医療の基準」

高血圧の治療

昭和 36 年 10 月 27 日保発第 73 号 厚生省保険局長通知による「高血圧の治療方針」

慢性胃炎、胃潰瘍及び十二指腸潰瘍の治療

昭和 30 年 8 月 3 日保発第 45 号 厚生省保険局長通知による「社会保険における慢性胃炎、胃十二指腸潰瘍の治療方針」

精神科の治療

昭和 36 年 10 月 27 日保発第 73 号 厚生省保険局長通知による「精神科の治療方針」

抗生物質製剤による治療

昭和 37 年 9 月 24 日保発第 42 号 厚生省保険局長通知による「抗生物質の使用基準」

副腎皮質ホルモン、副腎皮質刺戟ホルモン及び性腺刺戟ホルモンによる治療

昭和 37 年 9 月 24 日保発第 42 号 厚生省保険局長通知による「副腎皮質ホルモン、副腎皮質刺戟ホルモン及び性腺刺戟ホルモンの使用基準」

歯槽膿漏症の治療

昭和 42 年 7 月 17 日保発第 42 号 厚生省保険局長通知による「歯槽膿漏症の治療指針」

歯科診療における抗生物質製剤による治療

昭和 37 年 9 月 24 日保発第 42 号 厚生省保険局長通知による「歯科領域における抗生物質の使用基準」